

# 罷業聲明書

◎全市運轉手並に労働者諸君に訴ふ

◎全市民諸君に訴ふ

◎實用自動車に乗車せらるる全乗客諸君に訴ふ

親愛なる諸君よ、私達は今最も悲むべき事實に就て諸君の清き良心に訴へねばならない。それは我々自動車従業員が全く其の日の生活に堪へられなくなつたことである。其の結果として我々の勤務してゐる「實用自動車會社」に對し最低額の要求を提出するに至つたことである。

私達は此處で自分達自身の反省をしよう。一般市民諸君並に乗客諸君は我々の生活をどう見てゐるであらうか。

私達は謂ふ「運轉手といふ者は、客相手の仕事だ、チップを澤山もらつて収入がいい、あれは全く水商賣だ」

成る程、側から之を見れば無理もない事である。然し一般の諸君は運轉手が會社にどう云ふ具合に搾取せられてゐるかを知らないと思ふ。又會社が如何なる制度の下に運轉手を使ひ其の利益を獨占してゐるかを全然知らないと思ふ。

## ◇實用自動車會社従業員の全生活

### A 収入の部 (通常の場合)

▽私達の月給は金壹圓であります。(故に月に參拾圓)

▽私運の歩合収入は、基本料金一ヶ月參百七拾五圓を稼ぎ働いて、其の一分(月參拾七圓五拾錢)計六拾七圓五拾錢也。但し私達は此の爲めに平均毎日十六時間又は十八時間を働かねばならぬ

### B 収入の部 (現在収入)

▽日給壹圓 (月參拾圓)  
▽現在の歩合収入 (基本料金が上らないから規定に従つて其の半額、即ち五歩を支給さる。)

計四拾七圓、又は金五拾圓までである。(但し労働時間は寧ろ前記よりも多い位である) 以上の如き収入の中から、會社に對し「保證金」と云ふものを強制的に積立てられてゐる、それは毎月五圓である(之は各人金百圓に滿つて積立てる) 故に之を差引けば金月收、四拾五圓が關の山である。 「チップ」と云ふ不定の収入がある様だが今は殆どない」

## 運轉手會社

御承知の如く自動車の從業は不斷に街頭を飛び廻るのであつて、何時機械が自然に破損し故障を起し、且つどんな突發的な事故があるか豫知出来ない。(其の爲めに日日の働きが或ひは然るに會社に之等の事故による全負擔を運轉手に負わせる) 更には會社が空になつてしまふ例が澤山ある) 更に會社の縮小に對し、「得点制度なるもの」を立案し、掃除を怠る云々から始まり、油サシナットの締付具合、等々、總計三十一個條からなる減点制を設け、之が百点に當達すると左の如き本規約に適用さるるに至る。

- 一、運轉手トシテ當社ニ入社セル者ハ、入社ノ際各自百点ヲ受クルモノトス
- 二、入社一ヶ月以内ニ五拾点ヲ失ヒ、六ヶ月以内ニ百点ヲ失ヒ、或ハ一時ニ得点全部ヲ失ヒタル者ハ自然退社トナルモノトス。之會社ガ解僱スルモノニ非ズ自己ノ不注意ト努カノ足ラザルモノナリト心得ベシ

是れは最近の中には非全文を公開したいと思つてゐる…… 更に現在日本に於ては十五名以上の労働者を使用する會社は工場法を實行せねばならない諸君の既知する如く工場法は、幾分でも我々労働者を其の規定に依つて守るものである。然るに實用會社は全然之を實行して居らない、そして我々が如何に「公傷を受け病氣となつても」一向に受附けない總て我々の負擔である。更に諸君の想像せらるる様に、或る時は不親切の客の爲めに料金を支拂れない場合がある。かゝる場合に於ても會社に之を絕對的に我々をして負擔せしむる。遇してゐるかが御わかりと思ふ。

## 苦しい私達の今日

かゝる労働状態の下に我々は現在働いてゐる。今日日本の經濟界は不景氣のどん底にある、從つて自動車の營業も平常の如きではない、我々の生命は前記の如く、一ヶ月參百七拾五圓の基本料金を擧げることには存してゐる。然るに現在此の基本料金は擧げない、斯くて我々の収入は毎日十六時間働かざるに於て、四拾圓か五拾圓である、どうして食つて行くことができよう、之れ我々が萬策つきて左の要求を提出するに至つたのである。

## 七月四日提出條件内容

一、基本料金制度の徹廢  
一、得点制度の徹廢

## 給與方法

給與方法 全収入の壹割支給

- 一、日給貳圓 収入歩合
- 一、労働時間 十時間
- 一、公傷手当 日給額の倍額支給の事
- 一、病欠手当 日給額の倍額支給の事
- 一、解雇手当 (一)會社の都合に依り解雇する場合は六ヶ月前に通告すること (二)若しくは日給百八日分支給の事
- 一、注文に依る事件の性質如何を問はず最低23の金額を會社負擔の事
- 一、此の事件に就て絕對に犠牲者を出さざる事
- 一、右の通り決議す